

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	母子保健法に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海田町は、母子保健法に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

母子保健法に関する事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託先による特殊個人情報の不正入手、不正使用等への対策として、委託契約において個人情報に係る秘密の保持を明記するほか、個人情報が記載された資料等の管理状況を確認するなど、個人情報の保護に万全を期している。

評価実施機関名

広島県海田町長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	母子保健法に関する事務
②事務の概要	海田町は、母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導、健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務を行っている。 母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨 ④妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨 ⑦低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑧未熟児の訪問指導の実施 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務、費用の徴収に関する事務 ⑩母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務 また、番号法の別表に基づいて、海田町は、母子健康保険法に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1. 健康情報システム 2. 住民記録管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)健康情報管理ファイル(健康情報システムDB)
- (2)育児支援訪問事業台帳一式
- (3)要経過観察児台帳一式(エクセル)
- (4)こんにちは赤ちゃん訪問台帳一式
- (5)母子健康記録票一式(エクセル)
- (6)母子手帳公布台帳一式(エクセル)
- (7)妊娠届出書台帳一式(紙)
- (8)育児支援訪問事業台帳一式(紙)
- (9)母子健康記録票一式(紙)
- (10)低出生児台帳一件(紙)
- (11)産婦・未熟児訪問指導票一式(紙)

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・番号法第9条第1項 別表70の項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(省令における情報提供の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)第2条の表42, 48, 71, 80, 95, 112, 125, 161の項 (省令における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95, 96の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども課
②所属長の役職名	こども課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場 福祉保健部 こども課 電話:082-823-9227 ファックス:082-823-0020
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場 福祉保健部 こども課 電話:082-823-9227 ファックス:082-823-0020
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年11月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年11月27日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバーを取り扱う際は、本人または養育者からのマイナンバーの取得を徹底し、複数人で確認している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、鍵付きの保管庫に入れて保管するなど、海田町情報セキュリティポリシーを順守している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月10日	1-② 事務の概要	—	⑩母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務	事前	番号利用法第19条第8号の規定により行う情報連携の対象となるため。
令和2年1月10日	4-② 法令上の根拠	—	: 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による健康診査に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(69の2の項)	事前	番号利用法第19条第8号の規定により行う情報連携の対象となるため。
令和2年1月10日	4-② 法令上の根拠	: 第19条第1号ワ	: 第19条第1号ヨ	事前	法改正により変更となったため。
令和2年1月10日	4-② 法令上の根拠	—	: 第30条第8項 : 第38条の3	事前	番号利用法第19条第8号の規定により行う情報連携の対象となるため。
令和2年1月10日	4-② 法令上の根拠	—	: 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(69の2項)	事前	番号利用法第19条第8号の規定により行う情報連携の対象となるため。
令和2年1月10日	4-② 法令上の根拠	—	: 第38条の3	事前	番号利用法第19条第8号の規定により行う情報連携の対象となるため。
令和2年1月10日	5-① 部署	保健センター	こども課 保健センター	事後	こども課でも事務を取り扱うようになったため、連名で記載する。
令和2年1月10日	5-② 所属長の役職名	保健センター 所長	こども課長 保健センター所長	事後	こども課でも事務を取り扱うようになったため、連名で記載する。
令和2年1月10日	7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒736-0066 広島県安芸郡海田町中店8-33 海田町役場 福祉保健部 保健センター 電話:082-823-4418 ファクス:082-823-0020	〒736-8601 広島県安芸郡海田町上市14番18号 海田町役場 福祉保健部 こども課 電話:082-823-9227 ファックス:082-823-9627 〒736-0066 広島県安芸郡海田町中店8番33号 海田町役場 福祉保健部 保健センター 電話:082-823-4418 ファックス:082-823-0020	事後	こども課でも事務を取り扱うようになったため、連名で記載する。
令和2年1月10日	8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒736-0066 広島県安芸郡海田町中店8-33 海田町役場 福祉保健部 保健センター 電話:082-823-4418 ファクス:082-823-0020	〒736-8601 広島県安芸郡海田町上市14番18号 海田町役場 福祉保健部 こども課 電話:082-823-9227 ファックス:082-823-9627 〒736-0066 広島県安芸郡海田町中店8番33号 海田町役場 福祉保健部 保健センター 電話:082-823-4418 ファックス:082-823-0020	事後	こども課でも事務を取り扱うようになったため、連名で記載する。
令和5年9月19日	5-① 部署	こども課 保健センター	こども課	事後	令和5年9月19日の役場庁舎移転及び組織改正に伴う名称変更
令和5年9月19日	5-② 所属長の役職名	こども課長 保健センター所長	こども課長	事後	令和5年9月19日の役場庁舎移転及び組織改正に伴う名称変更
令和5年9月19日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒736-8601 広島県安芸郡海田町上市14番18号 海田町役場 福祉保健部 こども課 電話:082-823-9227 ファックス:082-823-9627 〒736-0066 広島県安芸郡海田町中店8番33号 海田町役場 福祉保健部 保健センター 電話:082-823-4418 ファックス:082-823-0020	〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場 福祉保健部 こども課 電話:082-823-9227 ファックス:082-823-0020	事後	令和5年9月19日の役場庁舎移転及び組織改正に伴う名称変更
令和6年4月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	番号法の一部改正により、同法第19条(特定個人情報の提供の制限)の規定について、号ずれが生じたことによる修正。
令和6年4月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二省令における情報提供の根拠) : 第19条第1号ワ : 第30条第8項 : 第38条の3	(別表第二省令における情報提供の根拠) : 第19条第1号ヨ : 第30条第1号ル : 第38条の3 : 第44条第1号ヨ	事後	省令の一部改正に伴う修正
令和6年4月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(69の2項)	別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(69の2項)	事後	番号法の一部改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月27日	I 関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の49の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第40条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表70の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第40条	事後	番号法の一部改正に伴う修正
令和6年5月27日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療費の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26、87の項) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(56の2の項) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による健康診査に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(69の2の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) : 第19条第1号ヨ : 第30条第1号ル : 第38条の3 : 第44条第1号ヨ (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(69の2の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(70の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) : 第38条の3 : 第39条	【情報提供】 ・番号法第19条第1項第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日 デジタル庁・総務省令第9号) 表42、48、71、80、95、112、125、161 【情報照会】 ・番号法第19条第1項第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日 デジタル庁・総務省令第9号) 表95、96	事後	番号法の一部改正に伴う修正
令和6年5月27日	②事務の概要	また、番号法の別表第二に基づいて、海田町は、母子健康保険法に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	また、番号法の別表に基づいて、海田町は、母子健康保険法に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	番号法の一部改正に伴う修正
令和7年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	海田町は、母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導、健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務を行っている。 母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	海田町は、母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導、健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務を行っている。 母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事後	字句の修正
令和7年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康情報システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 健康情報システム 2. 住民記録管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー	事前	システム標準化に伴う再実施
令和7年9月1日	I 関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表70の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第40条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・番号法第9条第1項 別表70の項	事前	システム標準化に伴う再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第1項第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年5月24日 デジタル庁・総務省令第9号） 表42, 48, 71, 80, 95, 112, 125, 161 【情報照会】 ・番号法第19条第1項第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年5月24日 デジタル庁・総務省令第9号） 表95, 96	（省令における情報提供の根拠） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。）第2条の表42, 48, 71, 80, 95, 112, 125, 161の項 （省令における情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95, 96の項	事前	システム標準化に伴う再実施